

新型コロナウイルス感染予防策

・当協会に勤務する全ての役職員・派遣社員・審査員・業務委託者を対象として、当協会は以下の新型コロナウイルス感染予防策を講じる事とし、また対象者は当該予防策を遵守する事とする。

1. 感染予防策の体制

・人事担当を中心にマネージャー／産業医等と協力し、感染防止策の策定・変更を行う。

2. 健康確保

- ・出勤前に新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認する。
- ・体調が思わしくない場合は、出勤しない。
- ・始業時・休憩後の定期的な手洗いを徹底する。必要となる石鹸の配置を行う。

3. 通勤

・テレワークを活用し、通勤頻度・出勤頻度を減らす。

4. 勤務

- ・座席の対面配置は避け、対角配置となるよう座席を配置する。
(対面配置とならざるを得ない場合は、アクリル板等の飛沫感染防止策を講じる)
- ・執務室内／共用スペースでは、常にマスクを着用し、密な状態とならないよう注意する。
- ・オフィス内の換気を行う。

5. 休憩・休息スペース

- ・共有する物品は定期的に消毒する。
- ・入退室前後の手洗いを徹底し、対角で座る。

7. 設備・器具

・机・椅子等の共用設備・器具は、定期的に消毒する。

9. 感染防止策の啓発

- ・当協会は職員に対して感染防止策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
- ・海外渡航に関しては、政府の入出国制限／渡航後の観察期間等を遵守する。
- ・新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合、同居の家族が感染又は感染が疑われる場合は、政府の指示する外出制限／観察期間等を遵守する。
- ・その他政府や地方自治体等の指示や要請、注意喚起等を遵守する。

10. 感染者が確認された場合の対応

(1) 職員の感染が確認された場合

- ・保健所・医療機関の指示に従う。
- ・感染者の人権に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。

(2) 同居する他社の従業員で感染が確認された場合

- ・保健所・医療機関およびビル貸主の指示に従う。

11. 状況変化への対応

- ・新型コロナウイルス感染症に関する状況が大きく変化した場合は、必要に応じて事務局長を中心に当規程の内容を見直し、速やかに関係者へ連絡する